

軽度者に係る福祉用具貸与 フロー図

◎ 軽度者⇒要支援1・2、要介護1・(注)2・3の認定を受けている人
(注)自動排泄処理装置については要介護2・3の認定を受けている人も軽度者となる

◎ 福祉用具貸与の給付要件

①						②			
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置(※1)	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
給付要件:別添案内1の表1に定める「厚生労働大臣が定める者」に該当しなければならない。						給付要件:なし→保険給付可能			

(※1)尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く

◎ 上記①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順

